

大阪医科薬科大学
看護学部 実践支援看護学領域 基盤看護学担当教授候補者
選考及び適格性の審査方針

大阪医科薬科大学教員規則、教授候補者適格性の審査規程並びに関連規程に基づき、教授候補者選考を行う。

本学の教授には、次に掲げる要件を求める。

- (1) 豊かな人間性、高い倫理観及び社会性を備える者であること。
- (2) 自らの役割を理解し、本学の組織運営及び社会活動に協調性をもって自律的、主体的に貢献できる者であること。
- (3) 教育、研究、医療への造詣と情熱を有し、健康であってその職責を果たすことができる者であること。
- (4) 教員規則に定める教授の資格を有する者であること。

＜教授の資格＞

本学の教授は、教授の役割（専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。）を担うことができる者とする。

このような基本的要件に加えて、次の全ての資格を備えた者であることを求める。

- (1) 看護師免許を有する者。
- (2) 大学及び大学院において十分な教育経験を有する、又は専攻分野において優れた知識と5年以上の職務経験を有する者。
- (3) 原則として看護師の5年以上の実務経験を有する者。
- (4) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、過去5年間に5編以上（うち筆頭論文が2編以上）の研究上の業績を有すること。

なお、当該教室の教授候補者選考にあたっては、候補者の十分な調査と公正な審議並びに適格性の審査のため、次の方法を用い、選考を行う。

- ・書類選考
- ・面談
- ・プレゼンテーション

2025 年 4 月 30 日

大阪医科薬科大学
学長 佐野 浩一
看護学部 実践支援看護学領域
基盤看護学担当教授選考
教員人事委員会委員長 安田 稔人